

内部統制システム基本方針について

大阪厚生信用金庫

当金庫は、信用金庫法第36条第5項第5号並びに同法施行規則第23条の規定に基づき、理事会で決議した「内部統制システム基本方針」並びに「内部統制システム全体図」に則って、継続的に内部統制システムの整備を進め、その実効性確保に努めてまいります。

平成19年7月27日決議

<内部統制システム基本方針>

1. 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 法令遵守を経営の最重要課題の一つとして位置付け、「法令等遵守に係る当金庫の基本方針」及び役職員の行動指針として「コンプライアンス遵守基準」を定め、これに則った業務運営を実現するための具体的な手引書として「コンプライアンス・マニュアル」を制定する。更に法令等遵守態勢の整備のための実践計画として「コンプライアンス・プログラム」を策定する。
- (2) 法令等遵守を確保する体制として、法令等遵守の問題を一元的に管理し、経営上重要な事項の協議又は評価を行う機関としてコンプライアンス委員会を設置する。又、コンプライアンス上疑義のある行為等を知った場合に、所属部店の上司を介さず、直接コンプライアンス委員会事務局及び弁護士に報告・相談を行うことができるヘルプラインを設置する。
- (3) 内部監査部門は、法令等遵守状況についての監査を実施し、その結果を常務会、理事会及び監事に報告する。

2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 理事の職務の執行に係る情報については、文書（電磁的記録を含む。）の整理保管、保存期限及び廃棄ルール等を定めた「文書保管規程」に基づき、適正な保存及び管理を行う。
- (2) 理事及び監事はこれらの文書を常時閲覧できる。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 適正なリスク管理を実現するため、リスク管理の基本方針やリスク管理体制等を定めた「総合リスク管理規定」をリスク管理の基本規程として制定し、リスクカテゴリー毎にそれぞれのリスクの特性に応じた管理規程等を制定する。
- (2) リスク管理統括部署として総合リスク管理委員会を設置し、各リスクを一元的に管理する。又、リスクカテゴリー毎の管理部署を定め、リスク管理の実効性確保及び相互牽制機能の強化を図る。
- (3) 総合リスク管理委員会は、リスク管理に関する重要な事項について協議し、必要ある場合は常務会、理事会に付議・報告する。
- (4) 内部監査部門は、リスク管理状況についての監査を実施し、その結果を常務会、理事会及び監事に報告する。

4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 「理事会」並びに経営に関する重要な業務執行を討議・決議する「常務会」を、一体化した意思決定・監督機関と位置付け、それぞれの運営及び付議事項等を定めた「理事会規定（及び同付議基準）」及び「常務会規定（及び同付議基準）」を制定する。
- (2) この金庫内の指揮命令系統の明確化及び責任体制の確立を図るため、経営組織、職務分掌及び職務権限に関する諸規程を制定する。
- (3) 理事会は全役職員が共有する経営計画及び年度毎の業務運営方針を決定する。各担当役員はこれらに沿って、具体的な施策及び効率的な業務執行体制を決定する。

5. 監事とその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項

- (1) 監事の監査の実効性確保及び監事会の充実を図るため、監事は監事及び監事会の職務を補助する職員の配置を求めることができる。
- (2) 監事は内部監査部門に監査業務に必要な事項を命令し、内部監査部門は所属の職員を指名し監事の監査業務を補助させるとともに、必要に応じて関係部署に対して監事の監査業務への協力を要請する。

6. 前号の職員の理事からの独立性に関する事項

- (1) 監事の職務を補助する職員は、当該監査業務に関して監事の指揮命令に従い、各担当役員の指揮命令を受けない。
- (2) 監事の職務を補助する職員の理事からの独立性を確保するため、当該職員の人事異動及び考課等人事権に係る事項の決定については、予め監事に同意を求めることとする。

7. 理事及び職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制

- (1) 理事は次に定める事項について、事態認識後直ちに監事に報告することとする。ただし、監事が出席した会議等で報告・決議された事項は対象としない。

理事会で決議された事項

常務会で決議された事項

この金庫に著しい損害を及ぼす恐れのある事項

経営状況について重要な事項

内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項

重大な法令・定款違反

公益通報の状況及び内容

その他コンプライアンス上重要な事項

- (2) 職員は前項 から に関する重大な事実を発見した場合は監事に直接報告できるものとする。
- (3) 監事はいつでも理事及び職員に対して監査に必要な事項の報告を求めることができるものとする。

8. その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監事は、重要な意思決定の過程及び業務執行状況を把握するため、常務会、理事会及びその他の重要な委員会等に出席することができるほか、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な書類を閲覧し、理事又は職員に対しその説明を求めることができる。

以上